

緊急事態における府議会の機能
発揮に関する検討結果 【別冊】

緊急事態における京都府議会活動指針

目 次

第 1 章 指針について	
(1) 検討の経緯 -----	1
(2) 指針の目的 -----	3
(3) 指針の特徴 -----	4
第 2 章 緊急事態における議会活動を考えるための基本的事項	
第 1 節 議会の役割 -----	5
第 2 節 議員の役割 -----	7
第 3 節 執行機関との関係 -----	8
第 4 節 市町村や国との関係 -----	9
第 3 章 緊急事態における議会活動を行うための基本的事項	
第 1 節 業務継続体制の確保	
(1) 議員の安否確認 -----	11
(2) 議員の感染状況の確認 -----	13
(3) 事務局職員の安否確認と業務体制 -----	14
(4) 議場・委員会室等の審議環境の確保 -----	15
(5) 正副議長が参集できない場合の対応 -----	17
第 2 節 活動方針の協議・決定 -----	17
第 3 節 議員への情報提供 -----	20
第 4 章 緊急事態における議会活動の内容	
第 1 節 緊急事態発生時・発生直後の対応(活動方針決定までの間)	
(1) 本会議開会中に地震が発生した場合 -----	21
(2) 委員会開会中に地震が発生した場合 -----	24
(3) 会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合 -----	26
(4) 閉会中に大規模災害が発生した場合 -----	28
(5) 感染症が発生した場合 -----	30
第 2 節 活動方針決定以降の対応	
(1) 被災状況、感染症まん延状況等の確認(調査のあり方) -	32
(2) 議会審議のあり方 -----	33
第 5 章 緊急事態の議会活動に関する平常時の備え -----	34

第1章 指針について

(1) 検討の経緯

ア 活動指針の策定

〔大規模災害への対応〕

① 議長からの諮問

平成23年の東日本大震災、平成27年9月の関東・東北豪雨をはじめ、近年、各地で大規模な災害が発生している。

京都府においても、天井川の決壊等が生じた平成24年8月の京都府南部豪雨、全国で初めて大雨特別警報が発令され、由良川や桂川をはじめ中小河川の溢水や決壊が生じた平成25年9月の台風18号水害、福知山市域で内水氾濫を引き起こした平成26年8月豪雨と、3年連続で災害救助法の適用を受ける大規模水害により甚大な被害もたらされた。

京都府が受けた過去3か年の大規模水害の際には、府議会として、必要に応じ現地調査を行い、補正予算の審査や国への要請など被災地の復旧復興に取り組んだところであるが、各地での度重なる大規模災害の発生の状況にかんがみ、過去の府議会の災害時における活動内容を検証し、あらかじめ、災害時に府議会として行うべきことをとりまとめておく意義は大きい。

こうした考えにより、平成27年7月6日、議長から議会運営委員会に、「大規模災害時に議会の役割を果たすための府議会活動指針の策定」に関する諮問が行われ、議会運営委員会に設置された議会改革検討小委員会（以下「平成27年度小委員会」という。）において検討することとなったものである。

② 検討の方法

平成27年度小委員会においては、まず、先行事例である他の地方議会で策定されている業務継続計画や災害対応マニュアルの構成や内容を概観した上で、執行機関から大規模地震発生時の京都府の体制や業務など府におけるBCP（業務継続計画）の取組に関する説明を受けた後、過去3か年の水害発生時の府議会の活動状況の振り返りを行い、災害発生時の府議会活動指針作成に向けた基本的事項の確認を行った。

その上で、過去の府議会の災害時の活動における課題を踏まえ、災害発生時の府議会の役割や執行機関との関係、議員の安否確認や議員への情報提供のあり方、議会による被災状況調査のあり方、発災時・発災直後の議会活動の流れなど、毎回テーマを定めて検討を行い、計11回の協議を通じ、「大規模災害時における京都府議会活動指針」としてとりまとめたものである。

イ 指針の改定（令和3年度）

〔感染症への対応〕

① 議長からの諮問

令和2年1月、国内で初めて発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全国的に拡大し、国民の生命・健康を脅かすとともに、社会経済活動にも深刻な影響を与えている。

京都府においても感染は拡大し、令和2年4月、令和3年1月、4月、8月と4度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、府民生活や府内経済は大きな打撃を受けることとなった。

この間、府議会では、感染状況に応じた予防対策や感染

症対策に関する議案等の審議を臨機に行うなど、京都府の意思決定機関としての役割を果たすべく取り組んできた。

感染症のまん延という、これまで想定してこなかった新たな緊急事態の経験を踏まえ、府議会においても、指針の見直しの必要性が生じてきた中で、令和3年7月5日、議長から議会運営委員会に、「感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくりの検討」に関する諮問が行われ、議会運営委員会に設置された議会改革検討小委員会（以下「令和3年度小委員会」という。）において検討することとなったものである。

② 検討の方法

令和3年度小委員会においては、まず、新型コロナウイルス感染症に対する府議会の対応の経緯を概観し、また、他の地方議会で行われた対応と比較することによって、指針の見直しに係る論点を抽出した。

そして、想定される事態や緊急時の体制等の各論点について見直しを行った上で、「大規模災害時における京都府議会活動指針」の名称を改め「緊急事態における京都府議会活動指針（以下単に「指針」という。）」として取りまとめたものである。

（２）指針の目的

この指針は、地震、風水害等の大規模災害の発生、感染症のまん延その他の緊急事態（以下単に「緊急事態」という。）においても府議会が京都府の意思決定機関としての役割を十分に果たすことを目指し、これまでの大規模災害時や新型コロナウイルス感染症まん延時における活動内容の検証等を通

じ、あらかじめ、緊急事態における府議会の役割や活動の考え方等を整理するものである。

なお、傍聴者等の安全確保の方法や建物・設備の被災状況の確認の方法、感染症まん延時の感染防止対策をはじめ、緊急事態における活動に関する具体的な体制、手順や方法等については、この指針の考え方を踏まえ、別に定める運用マニュアル等によりあらかじめ整理しておくことが必要である。

(3) 指針の特徴

① 緊急事態における議会・議員の役割や議会と執行機関の関係の再確認

緊急事態における議会活動を考えるための基本的事項として、京都府議会基本条例に定められた基本的な考え方をもとに、緊急事態に求められる議会・議員の役割や議会と執行機関の関係について再確認をした。

② 議員の安否確認に関する基準、方法の明確化

議員の安否確認を要する場合を議員から連絡を行う場合と事務局から確認を行う場合に区分して基準化するとともに、議員と事務局との連絡方法についてはメール送受信（事務局防災専用メールアカウント）を基本とした。

③ 議員への情報提供の方法の明確化

議員と執行機関との情報提供窓口は議会事務局に一本化し、議員への情報提供については、事務局からのメール送信（事務局防災専用メールアカウント）により行うことを基本とした。

④ 大規模災害の発災時・発災直後の府議会の対応の明確化

特に混乱が生じる大規模災害の発災時及び発災直後の府議会の対応について、議会日程や会議開催状況に応じ、①本会議開会中に発災した場合、②委員会開会中に発災した場合、

③会期中で会議開催時間以外に発災した場合、④閉会中に発災した場合の4つのケースに区分し、会議の開催（継続）の可否の判断、情報の収集・報告や対応方針の協議の方法など、対応の流れをフロー図とともに整理した。

⑤ 感染症まん延時の府議会の対応の明確化

新型インフルエンザ等対策措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等その他の府民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症（以下単に「感染症」という。）のまん延状況に応じた①府議会がとるべき対策、②議員が感染した場合又はそのおそれがある場合の連絡体制等を明確化した。

⑥ 施設、議員の被災等があった場合の運営方法の明確化

議会棟の施設に損害が発生した場合や、議員の被災又は感染症の感染若しくはそのおそれ等により、議員の参集が困難になった場合の本会議、委員会等の開催方法（オンライン開催を含む。）を整理するとともに、正副議長に事故ある場合における仮議長の選任手続や職務の代行のあり方等について整理した。

第2章 緊急事態における議会活動を考えるための基本的事項

第1節 議会の役割

ア 基本的な役割

府議会は、府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

こうした議決機関、意思決定機関として、府議会は、府民の意思・意見を把握し、政策の提案・提言等を行いながら、執行機関から提案される予算や条例等の議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行い、こうした活動を府民に説明す

る役割が求められている。

イ 緊急事態における議会の役割

緊急事態にあつては、被災状況、感染症のまん延状況等の確認や住民の要望の把握を行い、執行機関からの緊急事態関連予算編成に対する要請を経て、上程された補正予算等の審議を行い、その成立後には災害対策又は感染症対策の進ちよく確認や防災・減災対策、感染症予防対策、経済対策等の必要な施策の提言といった役割が求められる。

また、広域自治体として、関係する市町村の要望を把握し、大規模災害にあつては激甚災害指定等について、感染症にあつては医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、社会経済活動の立て直し等の財政的な支援等について国に対して要請していくことも求められる。

府議会の役割・機能

① 府民の意思・意見の把握	被災状況、感染症のまん延状況等の確認、住民の要望の把握
② 政策の提案・提言	緊急事態関連予算への要望、国等への要望（意見書、決議等）
③ 団体意思の決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議
④ 施策・事業の点検・監視・評価	緊急事態対応の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策、感染症予防対策等の検討
⑤ 議会活動に関する府民への説明	緊急事態対応、議会活動の広報 更なる要望等の把握

第2節 議員の役割

ア 基本的な役割

議員は、府民から信託された府民の代表として、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明する役割が求められている。

イ 緊急事態における議員の役割

緊急事態における議員の役割としては、①地元議員としての役割、②議会の構成員としての役割がある。

① 地元議員としての役割

→ 地元議員として、被災状況、感染症のまん延状況等の確認や住民の要望の把握を行い、その状況や要望などの地域の情報を伝えること。

② 議会の構成員としての役割

→ 議会が緊急事態における役割を果たすため、その構成員として、現地調査、議案審議等の緊急事態における議会活動に従事すること。

ウ 地域の一員としての役割

議員固有の役割を認識した上で、特に大規模災害発生後の初期の段階で、議会の活動が決定しない間については、地域の一員として、被災者の救援をはじめとする地域の活動に従事することが求められる。

エ 議員の活動・行動基準

議員に求められる具体的な活動や行動については、概ね、次のとおり。

第1段階 緊急事態発生時・発生直後(※大規模災害の場合)

- ① 自身等の安全確保
- ② 自身の安否等の伝達(議員から議会事務局へ発信)
 - ・震度6弱以上の地震の発生

- ・風水害等の特別警報の発表（収束段階）

第2段階 緊急事態発生直後から議会としての対応決定まで

- ③ 被災状況、感染症のまん延状況等の情報収集とその伝達
- ④ その他地域の一員としての活動

第3段階 議会としての対応決定後

- ⑤ 議会の構成員として議会活動に従事
- ※ 議会活動のない場合は、地域等において第2段階の活動に従事

第3節 執行機関との関係

ア 緊急事態における執行機関の役割

緊急事態の災害対策や感染症対策については、関係部局にとどまらず、執行機関全体に求められており、全部局で構成する災害対策本部、新型インフルエンザ等対策本部等の指揮のもとに必要な対策に従事する必要がある。

イ 緊急事態における議会と執行機関の関係

議会は、緊急事態においても二代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての役割を維持し、執行機関が緊急事態における執行機関の役割に基づき必要な対策に尽力することができるよう、次の事項に留意する必要がある。

① 議員と執行機関との情報提供窓口の一本化

緊急事態においては情報が錯綜するところであり、被災状況、感染症のまん延状況、緊急事態対応等に関する議員への情報提供については、議会事務局を窓口とする。

② 執行機関の緊急事態対応を優先するための議事運営上の配慮

緊急事態発生後の被災状況や感染症のまん延状況の把握、緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や出席要求理事者の縮小（欠席）など、

執行機関が緊急事態対応を優先することができるよう、議事運営上の配慮が必要である

また、感染症まん延時においては、執行機関の感染防止対策に配慮した議事運営を行うことが必要である。

③ 速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用

緊急事態関連補正予算等の審議に当たっては、速やかな予算執行等ができるよう、予算案の説明、議案の上程、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応することが必要である。

第4節 市町村や国との関係

ア 市町村との関係

府議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町村の被災状況、感染症のまん延状況、要望事項等の把握に努め、必要に応じ、府の執行機関に対する要請や国の関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の緊急事態対応への支援に努める。

イ 国等との関係

政府調査団の来訪時の要望書の提出や国会、関係行政庁への意見書に基づく要請等を行うことにより、大規模災害にあっては、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくり等、感染症のまん延にあっては、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、社会経済活動の立て直し等に向けた国への要望提案活動を積極的に行う。

【参考】過去10年間の災害時における国への要請

① 平成24年

【緊急要望】 京都府南部豪雨による災害対策に関する緊急要望（平成24年8月26日防災担当大臣あて議長名）

【意見書】 京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書（平成24年10月5日可決）

- ② 平成25年
【緊急要望】 台風18号に伴う災害対策に関する緊急要望（平成25年9月18日防災担当大臣事務代理あて議長名）
【意見書】 台風18号に伴う災害対策に関する意見書（平成25年9月20日可決）
- ③ 平成26年
【緊急要望】 8月15日からの大雨に伴う災害対策に関する緊急要望（平成26年8月19日防災担当大臣あて議長名）
【意見書】 平成26年8月豪雨に伴う災害対策に関する意見書（平成26年8月29日可決）
- ※ 緊急要望、意見書に基づき、関係省庁の大臣、事務次官等に直接要請
- ④ 令和元年
【意見書】 令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（令和元年12月18日可決）
- ⑤ 令和2年
【意見書】 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（令和2年3月19日可決）
新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（令和2年5月27日可決）
新型コロナウイルス感染症からの経済の復興に関する意見書（令和2年10月6日可決）
- ⑥ 令和3年
【意見書】 新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書（令和3年3月22日可決）
コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書（令和3年7月6日可決）
コロナ禍による米価下落の影響の改善を求める意見書（令和3年10月6日可決）

第3章 緊急事態における議会活動を行うための基本的事項

第1節 業務継続体制の確保

(1) 議員の安否確認（※大規模災害の場合）

ア 基本的な考え方

- 大規模災害発生時には情報が錯綜することや事務局職員
の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、
通信手段はメールの送受信を基本とし、メールによる
連絡がない場合については、電話連絡等を行うことと
する。
- あらかじめ、各議員に関する基本情報（①通信手段等
に関する情報、②居住地の状況（自宅周辺の状況、住居
の状況）等）を事務局において把握し、個人情報
の管理に配慮しつつ、共有化を図り、安否確認のための事前
準備を行うこととする。
- なお、大規模災害時には、利用の集中、回線の遮断等
によりメール、携帯電話等による通信が困難になる場合
も想定されるため、新たなデジタル技術や情報通信技術
（以下「ICT等」という。）を活用するなど、通信環
境の代替措置の検討も必要である。

イ 安否確認を行う場合

(ア) 議員から事務局に連絡を行う場合

- ① 地震 震度6弱以上
(府災害対策本部自動設置対象)
- ② 風水害等 特別警報が発表された場合
(台風の通過等被害が収束に向かう段階)

(イ) 事務局から議員に確認を行う場合

- ① 地震 震度5強以下で大きな被害が確認されたとき。
- ② 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害
が確認されたとき。

- ③ その他 大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき。

ウ 連絡方法

- 議員と事務局との連絡については、議会事務局に防災専用のメールアドレスを設定し、当該メールアドレスによる送受信を行うことを基本とする。
また、事務局の防災専用のメールアドレスに送信されたメールについては、事務局幹部職員に自動転送を行い、速やかな状況把握に活用する。
- メールによる送受信を基本とするが、議員からのメール送信がなく安否の確認ができなかった場合については、事務局において、電話連絡等により安否の確認を行う。
- メール、電話による連絡が困難な場合に備え、安否確認に有用なICT等との併用を検討する。

エ 確認内容

議員の安否確認の内容は、概ね、次のとおり。

- ① 人的被害の有無
 - ・ 本人又は家族のけが 等
- ② 財産被害の有無
 - ・ 家屋等の損壊、浸水 等
- ③ 議会棟への登庁の可否
(選択肢)
 - ア 登庁可能 (通常の時間程度で登庁可能)
 - イ 登庁遅参 (被災対応、交通事情 等)
 - ウ 登庁不可 (被災対応、交通事情 等)
- ④ その他連絡すべき事項

注) 議員からの事務局への発信文例（イメージ）、事務局からの確認文例（イメージ）、報告内容整理方法など、具体的な内容については、運用マニュアルにおいて整理する必要がある。

(2) 議員の感染状況の確認

ア 基本的な考え方

- ① 感染症が国内で発生し、執行機関に対策本部等が設置された場合は、議会事務局は速やかに国及び執行機関の感染予防等の考え方について情報収集を行い、第2節に定める府議会緊急事態対策本部会議（設置されない場合は理事調整会議）において、議員の欠席及び復帰に係る基準・手順等を定めた方針について協議・調整の上、作成することとする。
- ② ①の方針は、国及び執行機関の感染予防等の考え方に変更があった場合において、適宜修正を行うこととする。
- ③ 議員が感染症に感染した場合又は感染のおそれがある場合は、速やかに所属会派理事を通して議会事務局（無所属議員については直接、議会事務局）に連絡することとする。
- ④ 連絡する内容は、その時点で判明している議員自身の症状、医療機関等の診断・検査結果、感染が疑われる状況等についてであり、これらに変化があった場合においても、その都度連絡することとする。
- ⑤ 議員から③の連絡があった場合において、事務局はその内容を①の方針に当てはめた結果について、会派理事を通して速やかに当該議員に連絡することとする。

イ 議員から連絡を行う場合

議員からア③の連絡を行う場合は、感染予防対策に係る段階に応じて次のとおりとする。

- 府議会緊急事態対策本部等が方針を作成する前の段階
 - ・ 本人又は同居の親族等について次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 医療機関等において感染が確認された。
 - (イ) 発熱等感染症の感染が疑われる症状がある。
 - (ウ) 感染が発生した施設等に立ち寄った。
 - (エ) その他、感染が疑われる事情がある。
- 府議会緊急事態対策本部等が方針を作成した後の段階
 - ・ 当該方針の基準に該当する場合

注) 感染した議員又はそのおそれのある議員の連絡並びに議員の欠席及び復帰に係る手順については、対象となる感染症の性質により異なるが、参考例として、新型コロナウイルス感染症まん延時の手順について、運用マニュアルに記載する。

(3) 事務局職員の安否確認と業務体制

- 緊急事態発生時における事務局職員の安否確認及び業務体制（参集の範囲等）については、地域防災計画等に定める方法を基本とする。
- 緊急事態発生後における業務体制については、災害対策本部等の活動状況や災害時における府議会活動を考慮し、必要な体制を確保する。

【参考】 京都府地域防災計画に定める要員（議会事務局）

【議会事務局災害対策本部要員】（議会部）

部長：議会事務局長 副部長：議会事務局次長

- ① 1号動員 各課2名（各課長、室長等）
- ② 2号動員 各課5名
- ③ 3号動員 全職員

1号動員・・・暴風雨又は局地的集中豪雨などのため相当の被害が発生するおそれがある場合

2号動員・・・数市町村の地域において住家の被害が災害救助法の適用基準に達する程度となりなお被害が拡大するおそれがある場合

3号動員・・・多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合

※ 震度6弱以上の地震の発生・・・全動員で自動参集

（4）議場・委員会室等の審議環境の確保

ア 被災状況の確認

- 議場・委員会室をはじめ、議会棟内の建物、設備に関する被災状況を確認する。

注）被災状況の確認箇所や内容、チェックリストなど、具体的な内容については、運用マニュアルにおいて整理する。

【例】 建物、設備確認の箇所・内容

【確認箇所】

- ① 建物の共用部分（ロビー、階段、廊下 等）
- ② 議員控室・執務室（正副議長室、各会派議員控室、事務局執務室 等）
- ③ 本会議・委員会開催場所（議場、各委員会室）

【確認内容】

- ① 建物の各構造部の被害の有無（天井、床、壁、出入口等）
- ② 施設・設備の使用の可否（照明、音響（マイク）等）

※ 確認箇所ごとの確認内容については、チェックリストを作成

イ 感染予防対策の実施

- 感染症まん延時には、国内及び府内の感染状況並びに執行機関の対応状況に応じた感染予防対策を実施した上で会議を開催する。

注) 対策の内容については感染症の性質や執行機関の対応状況に応じて判断することになるが、その具体的な参考例については運用マニュアルに記載する。

ウ 代替施設の確保

- 議場・委員会室等の被災等により、会議の開催が困難になった場合には、執行機関その他の機関の緊急事態対応の妨げにならないよう配慮した上で、次の順で代替施設の確保を進める。

第1順位 本庁舎内の会議室、本庁舎周辺の府の施設

第2順位 府内の府の施設

第3順位 その他の府内の公共施設

エ オンライン会議の開催

- イの感染予防対策を実施してもなお会議の開催が困難な場合、ウにおいて代替施設の確保が困難な場合及び道路・交通機関の損壊、感染症等による外出制限等により議員の参集が困難な場合においては、委員会等の会議をオンライン開催できるよう関係規定及び設備を整備するなどの環境整備を図る。

(5) 正副議長が参集できない場合の対応

ア 仮議長の選任

正副議長に事故があり議会等に参集できない場合において、議長の職務を行う仮議長を速やかに選任できるよう予めその優先順位について協議するものとする。

注) 仮議長の選挙は「投票」又は「指名推薦（全会一致に限る）」により行う。

注) 第1順位の議員を毎定例会の招集日に予め仮議長として指名しておくことも検討する。

注) 以下、この指針における議長についての定めは、議長の職務を行う副議長及び仮議長についても適用する。

イ 議会事務局における議長の決裁事項

議長を決裁権者としている事務について、事故等によりその決裁が得られない場合においては、議会運営委員会での報告又は協議が終了している事項（議決が必要な事項及び議会から議長に委任している事項を除く。）であって緊急を要するものに限り、事務局長が専行するものとする。

第2節 活動方針の協議・決定

- 執行機関に災害対策本部又は新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合その他の府内で緊急事態が発生した場合において、議長は必要に応じ、府議会緊急事態対策本部（以下「緊急事態対策本部」という。）を設置する。

- 緊急事態対策本部の組織は次のとおり
構成) 本部長：議長 副本部長：副議長
本部員：議会運営委員会理事
事務局：議会事務局

注) オンラインでの参加も可能となるよう設備を整備する。

注) 本部員に事故ある場合は、当該議員の同一会派の議会運営委員会委員がその職務を代行し、該当する委員がいない場合は同一

会派で参加可能な年長議員が代行する。

注) 本部長の職務代行者についても予め順位付けを行う。

- 機能) ① 本部長、副本部長及び本部員で構成する緊急事態対策本部会議を招集し、緊急事態における府議会の活動内容について協議・調整を行う。また、必要に応じ執行機関に出席を求め情報・意見交換等を行う。

注) 会議は議会運営委員長を座長とし、座長に事故あるときは本部員（職務代行を含む。）の中から議長が指名した者がその職務を代行する。

注) 会議は原則公開とするが、座長の判断によりその一部又は全部を非公開とすることができる。

- ② 執行機関等から情報を収集し、各議員、各会派に伝達する。
- ③ 各議員からの情報、要望等を一元化し、執行機関に伝達する。
- ④ 府議会の緊急事態対応方針等について対外的に説明・発信する。
- ⑤ 災害情報の発信等、執行機関の災害対応に協力する。
- ⑥ 感染症まん延時における議員の欠席・復帰に係る基準・手順等を定めた方針を作成する。
- 議会日程の変更その他議会運営に関する事項については、緊急事態対策本部会議の協議を経て、議会運営委員会又は議会運営委員会理事会を開催し、決定する。
- 議会運営委員会の構成員である議会運営委員長や理事、委員が被災するなど、参集が困難になった場合に備え、オンラインで会議の参加も可能となるよう、関係規定及び設備を整備する。

その上でオンライン会議でも参加できない場合には、それぞれ職務代行の規定を適用し、代理の議員により会議を開催する。

【京都府議会運営委員会条例（平成3年京都府条例第17号）
（抄）】

（委員長の職務代行）

第8条 委員長に事故があるときは、議長が理事のうちから指名した委員がその職務を代行する。

（理事の職務代行）

第9条 理事に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の委員又は議員がその職務を代行する。

（委員の職務代行）

第10条 委員に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の議員がその職務を代行する。

2 前項の規定により、委員に代って議員が行った職務は、委員として行ったものとみなす。

（定足数）

第13条 定足数については、委員会条例第13条の規定を準用する。

注）委員会の定足数・・・半数以上（京都府議会委員条例第13条）

- 以下のような場合、緊急事態対応に係る委員会審議については、オンラインによる開催や委員の職務代行等の対応を行うほか、必要に応じ、緊急事態対応について一括して所管する特別委員会を設置するなど、柔軟な運営を行うものとする。

- ・ 多数の議員について被災、感染等のおそれがあり、定足数に満たず開催できない常任委員会が発生するおそれがある場合

- ・ 所管事項が複数の常任委員会にまたがり、個々の委員会に分割することで審議が深まらない又は非効率になるおそれがある場合

第3節 議員への情報提供

ア 基本的な考え方

- 緊急事態においては情報が錯綜するところであり、被災状況、感染症のまん延状況、緊急事態対応等に関する議員への情報提供については、議会事務局を窓口とする。

イ 通信手段

- 議員へのメール送信を基本とし、必要に応じペーパーレス会議システム等のアプリケーションも活用する。
ただし、希望する議員については、FAX送信により行う。
- 事務局からの送信については、防災専用のメールアドレスから行う。
- 緊急事態における情報については、事務所以外で活動する議員も多く、移動中の連絡（携帯電話など）も必要であるため、議員は、あらかじめ、希望する送信先（メールアドレス）を事務局に登録する。

ウ 提供情報

- 提供情報は、災害対策本部、新型インフルエンザ等対策本部等の公表情報を基本とする。議会事務局において、独自に関連情報や詳細情報を持ち得る場合には、そうした情報も提供する。
- メール送信により情報提供を行う議員については、危機管理WEBに掲載の情報は危機管理WEBへのリンクアドレスの添付による。

第4章 緊急事態における議会活動の内容

第1節 緊急事態発生時・発生直後の対応（活動方針決定までの間）

緊急事態発生時の議会日程や会議開催状況に応じ、災害の種類や程度、感染症のまん延状況等を想定しながら、①本会議開会中、②委員会開会中、③会期中で会議開催以外、④閉会中における地震・風水害等の発生及び⑤感染症の発生の5つのケースに分けて、基本的な対応の流れを整理する。

なお、実際に緊急事態が発生した場合には、議会日程や審議状況、緊急事態の状況等に応じて、これらの対応の流れをもとに、臨機に対応することが必要である。

(1) 本会議開会中に地震が発生した場合

① 地震の揺れを感知した場合

揺れが大きい場合・・・・・・・・・・議長の判断で、**暫時休憩を宣告**

明らかに揺れが軽微な場合・・・・本会議を**続行**

※注）続行中に緊急対応の必要等の連絡が入った場合には、議長の判断により、**暫時休憩を宣告**

* 緊急地震速報を確認した場合

議長は、直ちに**暫時休憩を宣告**し、議場内の参集者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。

② 安全確保と状況確認（休憩宣告を行った場合）

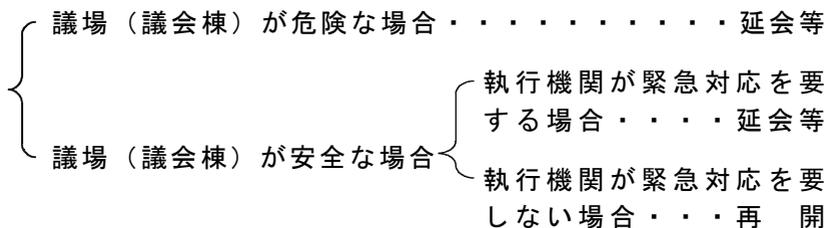
○ 議員は、自身の安全を確保した後、会派控室又は安全な場所で待機する。

○ 事務局は、傍聴者等の安全確保を行うとともに、議会棟の安全確認、震度情報等の状況確認、執行機関の意向確認を行う。

③ 対応方針協議（事務局による状況確認後）

○ 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局に

よる状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、再開の可否、
延会（休会・会期延長）の必要性について協議する。



- ④ 対応協議・決定（緊急事態対策本部会議・議会運営委員会）
- 議長が招集した緊急事態対策本部会議において対応方針を協議・確認の上、議会運営委員会で決定する。

(2) 委員会開会中に地震が発生した場合

① 地震の揺れを感知した場合

揺れが大きい場合・・・委員長の判断で、暫時休憩を宣告

明らかに揺れが軽微な場合・・・委員会を続行

※注）事務局において状況確認を行い、必要に応じて、各委員会に地震の状況等を連絡する。

* 緊急地震速報を確認した場合

委員長は、直ちに暫時休憩を宣告し、委員会室内の参集者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。

② 安全確保と状況確認（休憩宣告を行った場合）

○ 議員は、自身の安全を確保した後、会派控室又は安全な場所で待機する。

○ 事務局は、傍聴者等の安全確保を行うとともに、議会棟の安全確認、震度情報等の状況確認、執行機関の意向確認を行う。

③ 対応方針協議（事務局による状況確認後）

○ 各委員長及び事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、再開の可否について協議する。

委員会室（議会棟）が危険な場合・・・閉会

委員会室（議会棟）が安全な場合

執行機関が緊急対応を要する場合・・・閉会

執行機関が緊急対応を要しない場合・・・再開

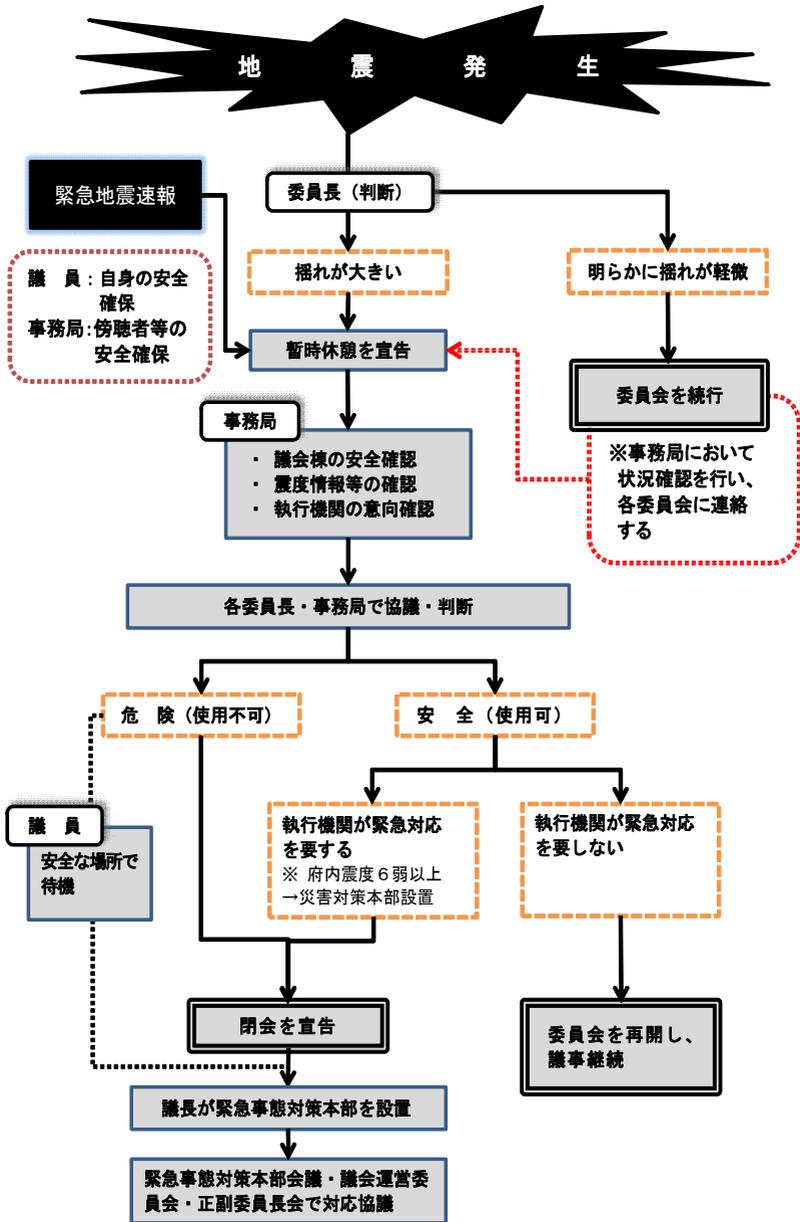
④ 対応協議〔審議途中で閉会した場合〕

（緊急事態対策本部会議・議会運営委員会・正副委員長会等）

○ 議長が緊急事態対策本部を設置した上で、被災の状況、委員会の審議状況（付託議案・付託請願の審議等）、会期の関係（議案の採決日程等）を考慮して、その後の対応を協議する。

フロー図 2

委員会開会中に地震が発生した場合



(3) 会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合

以下の災害が発生した場合については、議員の安否確認、会議開催に関する情報収集を行い、日程変更等の対応についての協議を行う。

地 震	○震度 6 弱以上
風水害等	○震度 5 強以下で大きな被害が確認されたとき
	○特別警報が発表された場合
そ の 他	○気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
	○自然災害のほか、大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき

① 議員の安否確認

○ 議員から事務局に連絡を行う場合

- ア 地 震 震度 6 弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
- イ 風水害等 特別警報が発表された場合（台風の通過等被害が収束に向かう段階）

○ 事務局から議員に確認を行う場合

- ア 地 震 震度 5 強以下で大きな被害が確認されたとき
- イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
- ウ そ の 他 自然災害のほか、大規模火災等の事故等で、大きな被害が確認されたとき

② 会議開催の可否に関する情報収集（安否確認を行った場合）

- ・議員の参集の可否の状況
- ・被災状況の確認
- ・議場等の審議環境の点検
- ・執行機関の議会対応の可否（災害対応への配慮の必要性）等

③ 状況報告（事務局による情報収集を行った場合）

- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

④ 対応方針協議（事務局による情報収集を行った場合）

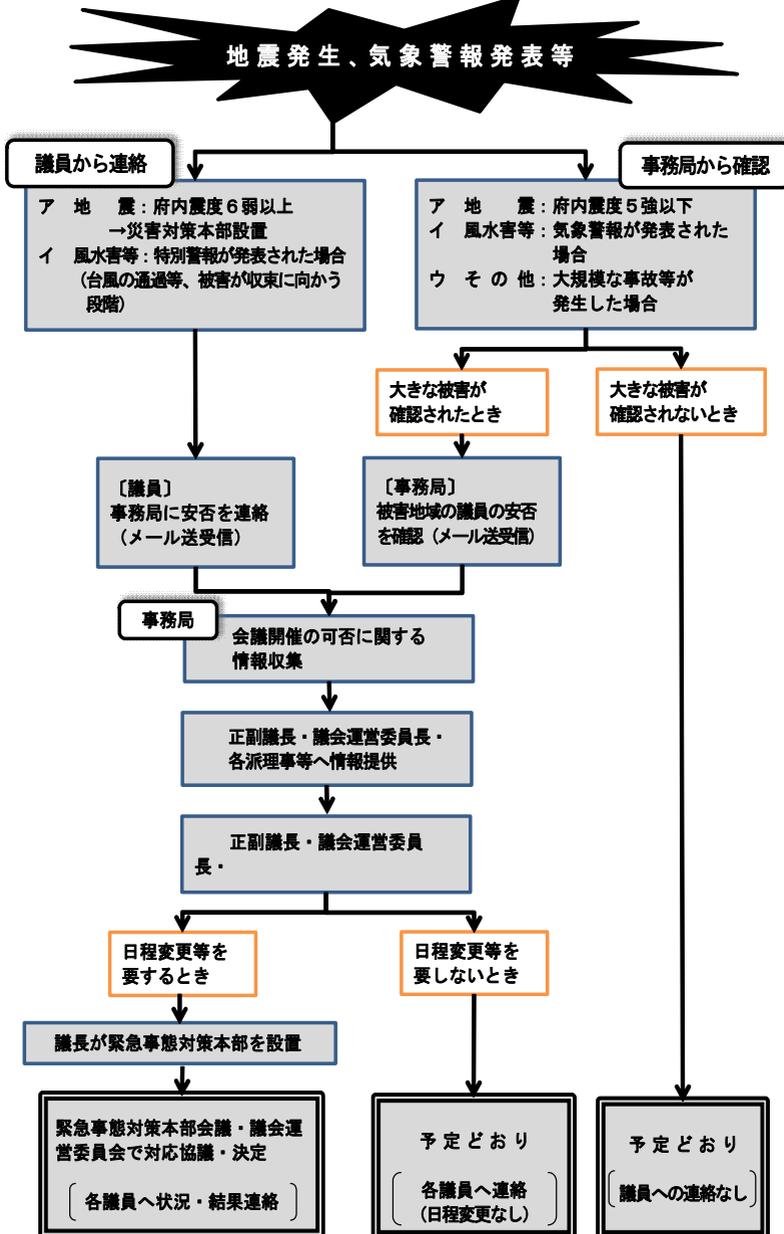
- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、日程変更の必要性等の対応方針について協議する。

⑤ 対応協議・決定（緊急事態対策本部会議・議会運営委員会）

- 議長が招集した緊急事態対策本部会議において対応方針を協議・確認の上、議会運営委員会で決定する。

フロー図 3

会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合
(ほとんどの議員が議会棟内にいない場合)



(4) 閉会中に大規模災害が発生した場合

以下の大規模災害が発生した場合には、議員の安否確認、会議開催に関する情報収集を行い、必要に応じ今後の対応についての協議を行う。

地 震	○震度 6 弱以上
風水害等	○震度 5 強以下で大きな被害が確認されたとき
	○特別警報が発表された場合
そ の 他	○気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
	○自然災害のほか、大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき

① 議員の安否確認

○ 議員から事務局に連絡を行う場合

- ア 地 震 震度 6 弱以上 (府災害対策本部自動設置対象)
- イ 風水害等 特別警報が発表された場合
(台風の通過等被害が収束に向かう段階)

○ 事務局から議員に確認を行う場合

- ア 地 震 震度 5 強以下で大きな被害が確認されたとき
- イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
- ウ そ の 他 自然災害のほか、大規模火災等の事故等で、大きな被害が確認されたとき

② 事務局による情報収集 (安否確認を要する場合)

- ・ 議員の安否の状況
- ・ 被災状況の確認
- ・ 議場等の審議環境の点検
- ・ 執行機関の議会対応の可否 (災害対応への配慮の必要性) 等

③ 状況報告 (事務局による情報収集を行った場合)

- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

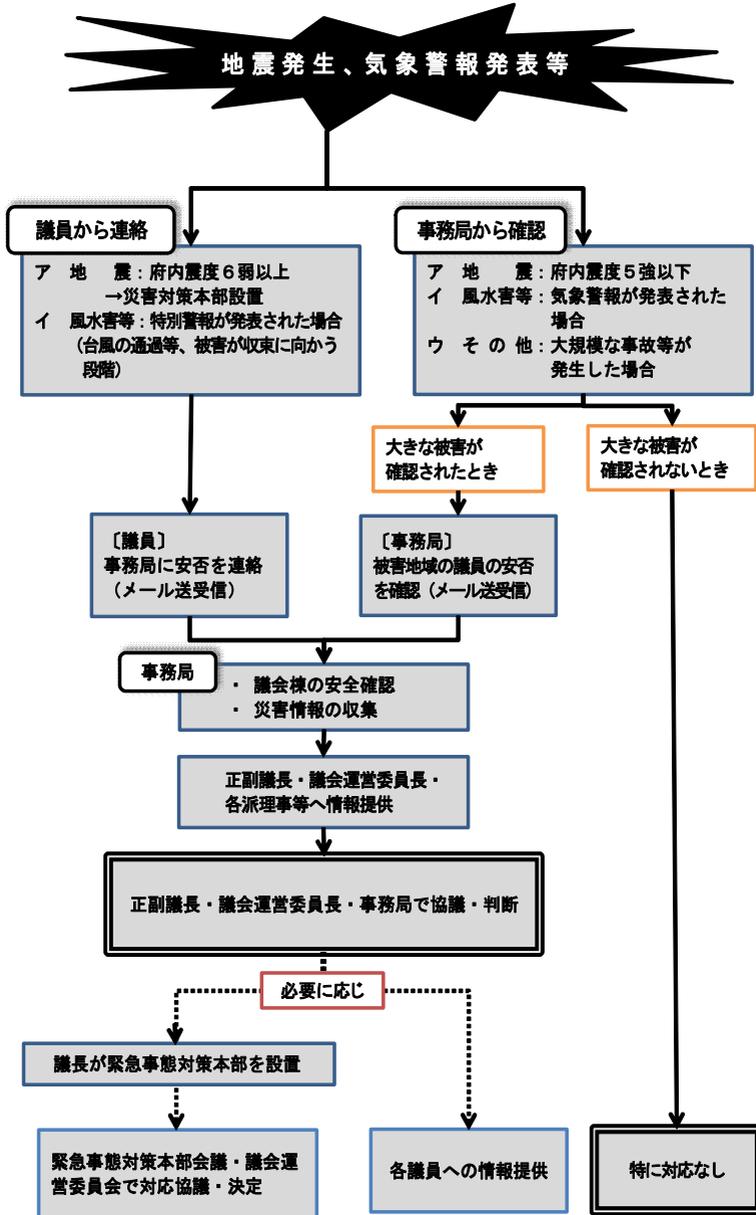
④ 対応方針協議 (事務局による情報収集を行った場合)

- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、その後の対応方針について協議する。

⑤ 対応協議・決定 (緊急事態対策本部会議・議会運営委員会)

- 議長が招集した緊急事態対策本部会議において対応方針を協議・確認の上、議会運営委員会で決定する。

フロー図 4 閉会中に災害が発生した場合



(5) 感染症が発生した場合

感染症が国内で発生し、執行機関が対策本部を設置した場合等については、議員の感染状況等の確認、会議開催に関する情報収集を行い、必要に応じ緊急事態対策本部を設置し、今後の対応についての協議を行う。

① 議員の感染状況の確認

- 議員は次の場合については所属会派を通じて議会事務局（無所属議員は直接議会事務局）に連絡する。
 - 緊急事態対策本部等が指針を作成する前の段階
 - ・ 本人又は同居の親族等について次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 医療機関において感染が確認された。
 - (イ) 発熱等感染症の感染が疑われる症状がある。
 - (ウ) 感染が発生した施設等に立ち寄った。
 - (エ) その他、感染が疑われる事情がある。
 - 緊急事態対策本部等が方針を作成した後の段階
 - ・ 当該方針の基準に該当する場合

② 事務局による情報収集

- ・ 感染症の性質及びまん延状況等の確認
- ・ 国、執行部の対応状況（府内の行動制限含む。）の確認
- ・ 国及び執行機関の感染対策の指針等の確認
- ・ 議場等の審議環境、感染予防設備等の点検
- ・ 執行機関の議会対応の可否（感染予防、災害対応への配慮の必要性）等

③ 状況報告（事務局による情報収集を行った場合）

- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

④ 対応方針協議（事務局による情報収集を行った場合）

- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、その後の対応方針について協議する。

⑤ 対応協議・決定（緊急事態対策本部会議・議会運営委員会）

- 議長が招集した緊急事態対策本部会議において対応方針を協議・確認の上、議会運営委員会で決定する。

第2節 活動方針決定以降の対応

(1) 被災状況、感染症まん延状況等の確認（調査のあり方）

ア 現地調査に関する基本事項

- 現地の緊急事態対応への支障や被災者・住民への負担等にならないように留意し、調査の時期、内容等に応じて、調査方法（会派代表による調査や委員会調査等）を選択する。

- 調査の結果については、議員への情報提供、報告会の開催等により、全議員に報告する。

イ 早期の段階

- 早期に現地調査を行うためには、政府調査団等に同行することが執行部や地元の負担も少なく効果的である。

- 議会の調査としては、各会派から調査委員（理事の人数程度）を選び、機動性を有する範囲で行う。

- 感染症のまん延時については早期の段階の現地調査は控え、必要な場合についてはオンラインでの実施等を検討する。

ウ 緊急事態発生から期間が経過した段階

- 緊急事態発生から期間が経過した段階においては、被災状況、感染症まん延状況等の把握、被災者・住民の要望聴取、緊急事態対応の進捗確認など、調査目的に応じ、関係の委員会の判断により、必要な委員会調査を行う。

(2) 議会審議のあり方

ア 緊急対応時の審議

- 緊急事態発生直後は、被災状況、感染症のまん延状況等の把握や緊急対応など、執行機関は、緊急事態対応業務を優先的に行う必要があることから、執行機関の意向を踏まえ、日程変更や出席要求理事者の欠席等の配慮を行う必要がある。

- 緊急事態発生後の被災状況、感染症のまん延状況等の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会等の日程変更や出席要求理事者の縮小（欠席）など、執行機関が緊急事態対応を優先することができるよう、議事運営上の配慮を行う必要がある。

- 感染症まん延時については、執行機関の意向を確認し、感染予防のための、会議時間の短縮、日程の分割、出席要求理事者の縮小など、議事運営上の配慮を行うほか、オンライン会議の実施について検討する必要がある。

イ 補正予算等の審議

- 緊急事態関連補正予算等の審議に当たっては、速やかな予算執行等ができるよう、予算案の説明、議案の上程、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応することが必要である。

緊急事態における議事運営上の配慮

議会日程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全日程の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程の繰下げ、休会日の設定 等 ・ 感染予防対策に係る会議時間の短縮、日程の分割 等
出席要求理事者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態対応が求められる理事者への出席要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況確認、現地指揮等災害現地対応業務、感染症対応業務等を優先(出席要求理事者に対する本会議、委員会の欠席) ○ 感染症まん延時における理事者への出席要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染予防を配慮(出席要求理事者の縮小)
柔軟な審議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補正予算議案等の議案説明、上程時期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関の議案作成期間を考慮した取扱い ○ 補正予算議案等の委員会審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上程時期を考慮した柔軟な運営
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況報告聴取や被災状況現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応が求められる理事者の欠席等柔軟な運営

第5章 緊急事態の議会活動に関する平常時の備え

緊急事態において府議会がその役割を発揮するためには、緊急事態における活動に関する体制、手順や方法などの運用マニュアルの整備や安否確認、災害情報の伝達に関する訓練など、緊急事態における議会活動に関する平常時の備えが必要である。

ア 運用マニュアルの整備

- この指針は、緊急事態における議会の役割を再確認し、業務継続体制の確保のあり方や活動方針の協議方法等を明確にするとともに、緊急事態発生時・発生直後の対応の流れを明らかにするものであり、具体的な手順や方法等についての運用マニュアルが必要である。

運用マニュアルに規定すべき事項（例）

- 1 議員の安否確認の方法（事前の情報整理、情報の共有化 他）
- 2 傍聴者等の安全確保の方法（避難場所、誘導経路 他）
- 3 議会棟内の建物・設備の被災状況の確認の方法（確認箇所、確認内容 他）
- 4 感染症まん延時の感染対策等の実施例
- 5 災害対応に関する事務局の動員体制（連絡体制、安否確認 他） 等

イ 設備・物品の整備

- 通信機器、システム等のオンライン会議に使用する設備及びサーキュレーター、アクリル板、消毒液等の感染予防対策のための物品については、平常時において整備し、点検する必要がある。

ウ 訓練の実施

- この指針に定める事項や運用マニュアルの内容をもとに、緊急事態において的確に活動することができるよう、安否確認、災害情報の伝達などの訓練を実施することが必要である。
- また、訓練の実施等を通じ、課題を確認し、改善を要する事項が生じた場合には、この指針や運用マニュアル等について必要な見直しを行うこととする。